（風しんに関する特定感染症予防指針の一部改正）

第三条　風しんに関する特定感染症予防指針（平成二十六年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三　発生の予防及びまん延の防止 一～三　（略） 四　予防接種法に基づかない予防接種の推奨 1～8　（略） 9　厚生労働省は、文部科学省に協力を求め、母子保健法第十二条第一項第二号に規定する健康診査並びに学校保健安全法第十三条第一項に規定する児童生徒等の健康診断及び同法第十五条第一項に規定する職員の健康診断等の機会を利用して、学校の児童生徒等や学校等の職員の罹患歴及び予防接種歴を確認し、いずれも確認できない者に対して、風しんの抗体検査や予防接種を推奨し、学校の管理者に対し、推奨を依頼するものとする。また、医療・福祉・教育に係る大学及び専修学校の学生に対し、幼児、児童、体力の弱い者等の風しんに罹患すると重症化しやすい者や妊婦と接する機会が多いことを説明し、当該学生の罹患歴及び予防接種歴を確認し、いずれも確認できない者に対して、風しんの抗体検査や予防接種を推奨するものとする。 五　（略）	第三　発生の予防及びまん延の防止 一～三　（略） 四　予防接種法に基づかない予防接種の推奨 1～8　（略） 9　厚生労働省は、文部科学省に協力を求め、母子保健法第十二条第一項第二号に規定する健康診査並びに学校保健安全法第十三条第一項に規定する児童生徒等の健康診断及び同法第十五条第一項に規定する職員の健康診断等の機会を利用して、学校の児童生徒等や学校等の職員の罹患歴及び予防接種歴を確認し、いずれも確認できない者に対して、風しんの抗体検査や予防接種を推奨し、学校の管理者に対し、推奨を依頼するものとする。また、医療・福祉・教育に係る大学及び専修学校の学生及び生徒に対し、幼児、児童、体力の弱い者等の風しんに罹患すると重症化しやすい者や妊婦と接する機会が多いことを説明し、当該学生及び生徒の罹患歴及び予防接種歴を確認し、いずれも確認できない者に対して、風しんの抗体検査や予防接種を推奨するものとする。 五　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

○厚生労働省告示第百二十四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十三条の二第一項の規定により、都道府県労働局長が製造時等検査の業務を自ら行うものとするので、同法第百十二条の二第一項及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一の規定に基づき告示する。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

自ら行うものとする都道府県労働局長の名称	自ら行うものとする年月日	自ら行うものとする製造時等検査の業務の範囲	自ら行うものとする期間
青森労働局長、岩手労働局長、秋田労働局長、福島労働局長、茨城労働局長、栃木労働局長、群馬労働局長、新潟労働局長、富山労働局長、石川労働局長、福井労働局長、山梨労働局長、大分労働局長、宮崎労働局長、鹿児島労働局長及び沖縄労働局長	令和八年四月一日	ボイラー（小型ボイラーを除く。以下同じ。）及び第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）に係る製造時等検査の業務の全部	一年間
北海道労働局長、宮城労働局長、山形労働局長、埼玉労働局長、千葉労働局長、東京労働局長、神奈川労働局長、長野労働局長、鳥取労働局長、島根労働局長、岡山労働局長、広島労働局長、山口労働局長、福岡労働局長、佐賀労働局長、長崎労働局長及び熊本労働局長	令和八年四月一日	ボイラーに係る製造時等検査の業務の全部	一年間